

2021年1月1日以降のイギリスとEU加盟国間におけるカルネ通関手続きについて

イギリスのEU離脱後の移行期間終了に伴い、**2021年1月1日以降**はイギリスとEU加盟国間の物品の移動の際に、従来不要であったカルネでの通関が必要となります。

①今後の申請について

一時輸入国にイギリスとEU加盟国を含むATAカルネをご申請の場合は、イギリスを前後のEU加盟国にまとめず、個別にイギリスとご申請いただくようお願いいたします。

②すでに発給されたカルネについて

今回の措置は、**移行期間終了前の2020年12月31日までに**、イギリス、EU加盟国に物品を輸入済みのカルネにも適用されます。従いまして、物品の移動状況、現在の所在地によっては、輸入・再輸出証書（白い税関への申告用紙）を当協会へ**追加発給申請**していただく必要がございます。

下記の通関手続き例をご参考に、現在使用中のカルネの証書枚数をご確認いただき、ご不明な点がございましたら当協会へお問い合わせください。

【発給済みカルネの通関手続き例 イギリス、EU加盟国を経由する場合】

物品について、2020年12月31日までに日本からイギリスへ輸入、そのままフランスへ移動。2021年1月1日以降にフランスから再輸出、イギリスへ再度輸入、イギリスから再輸出後日本へ再輸入。

(日本 → イギリス → フランス (1/1以降) → イギリス → 日本 の場合)

従来の手続き：イギリスから日本へ戻る際の再輸出時にカルネで通関。



今後の手続き：フランスからの再輸出時、その後のイギリスへの輸入時、イギリスから日本への再輸出時にカルネで通関。一時輸入国をEU加盟国1カ国で申請の場合、フランスからイギリスへの輸入通関のために輸入証書1枚、イギリスから日本への再輸出通関のために再輸出証書1枚の追加発給申請が必要となります。

*いずれの場合も日本での輸出および再輸入通関は必要です。

ご不明な点につきましては、カルネ事業部にお問い合わせください。

«お問い合わせ先»

日本商事仲裁協会

東京本部 カルネ事業部

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 3階

Email : ata-carnet@jcaa.or.jp

電話 : 03-5280-5171

営業時間 : 9 : 30 ~ 16 : 30

営業日 : 平日、月曜日から金曜日 (土日、祝日、年末年始休暇を除く)